

令和7年度自衛消防コンクール実施要領

1 主催

浅草消防署

2 後援

浅草防火管理研究会

3 趣旨

本コンクールは、各事業所の実態に即した実践的な自衛消防活動要領を習得し、自衛消防隊員の活動能力を高め、事業所の防災行動力を向上させることを目的とするものです。

4 実施期間等

(1) 期間

令和7年6月16日（月）から同年9月12日（金）までの期間（土日祝日を除く）

(2) 時間

原則として午前9時30分から午後4時30分まで

（正午から午後1時00分の間は除く。）

5 実施場所及び実施方式

各事業所において、自衛消防訓練技術が一定基準に達しているか審査する方式により実施します。

6 実施部門

(1) 消火器の部（屋内消火栓設備のない事業所のみ）

(2) 屋内消火栓設備の部（屋内消火栓設備のある事業所）

7 審査項目

安全、確実、迅速な行動が習得されているかを主眼に、自衛消防隊員3名（指揮者及び隊員2名）の、地震発生に伴う身体安全確保、火災の発見、通報、初期消火、消防用設備等の操作要領、避難誘導等について審査します。

8 事前訓練

各事業所で事前訓練を行っていただくことを原則としますが、希望する事業所には、各事業所につき1回、希望日時に消防職員が出向して訓練の指導を行います。実施期間等は、前4に準じます。

なお、事前訓練指導は、1時間程度とします。

9 審査実施要領

(1) 参加事業所が希望する日時に消防職員が出向し審査を実施します。

(2) 前7の内容が一定基準に達しているか審査します。

なお、審査結果が一定基準に満たなかった場合は、再度審査を受けることが可能です。

10 審査結果

審査の結果は、審査日に伝達いたします。

11 認定証の交付

前7の内容が一定基準に達していると認められた場合は、後日、認定証を交付いたします。

12 統一事項

(1) 想定出火場所は、火気使用設備の存する場所など出火の可能性が高いと予想される場所で、感

知器が設置されている場所とします。

- (2) 想定出火階は、自動火災報知設備の受信機が設置されている階から2階層以上離れている階とします。
- (3) 初期消火（消火器及び屋内消火栓設備）は、模擬初期消火とし、実際に薬剤放出及び放水は実施しません。消火器は訓練用消火器を使用し、1本10秒使用するものとします。屋内消火栓設備は、放水体勢を取った時点から10秒維持するものとします。
- (4) 防災センター等が設置されている防火対象物の自衛消防隊は、防災センターから火災発生との連絡を受けて、事業所内の活動を開始します。
- (5) 参加隊員の服装は、通常勤務の服装（けが予防のため長袖、ズボン）とし、運動靴、手袋（軍手等）、ヘルメットを着用してください。
- (6) 現場確認時には、消防計画に定められている資器材（懐中電灯、マスターキー、メガホン等）を携行してください。
- (7) 使用する消防用設備等及び資器材
 - ア 事前訓練及び審査時、消火器以外は建物に設置されている消防用設備等を使用します。
 - イ 事前訓練及び審査時、消防用設備等は可能な限り実際に使用しますので、消防用設備業者の立会いを依頼するなど配慮してください。
 - ウ 初期消火時に使用する訓練用消火器は、消防署で準備し当日貸与します。

1.3 審査希望日等の回答

- (1) 参加申込は、別添え「自衛消防コンクール参加申込書」に必要事項を記入し、浅草消防署予防課自衛消防担当へ6月11日（水）までに電子メール又はファクシミリで回答してください。
なお、「自衛消防コンクール参加申込書」の電子ファイル（Word版）は浅草消防署のホームページからダウンロードできます。
- (2) 回答先については次のとおりです。
浅草消防署電子メールアドレス：asakusa3@tfd.metro.tokyo.jp
浅草消防署ファクシミリ番号：03-3847-0146
- (3) 調整の結果、訓練日等が確定しましたら、消防署から電話等により連絡します。

1.4 留意事項

- (1) 事前訓練及び審査実施前に、必ず体調を確認してから準備運動を行い、熱中症対策を徹底した上で実施してください。
- (2) 事前訓練及び審査実施時は、事故のないよう周囲の整理整頓に努めてください。
- (3) 事前訓練及び審査において、危険行為や事故により継続することが困難と認めた場合は、訓練及び審査の中止について消防職員が指示しますので、必ず従ってください。